

電動キックボードが身近に!?

みなさんも最近、ネットやテレビで見聞きすると思いますが、『電動キックボード』について法改正がされ、本年7月から規制が変更されます。

最高速度が時速 20km 以下など、一定要件を満たす電動キックボードが新たな車両区分である「特殊小型原動機付自転車」に位置付けられ、16 歳以上なら免許不要で乗用できるようになります。自転車道、条件付きで歩道も走行可能に。ヘルメットの着用は、当面努力義務ですが、転倒した場合のことを考えると手袋とあわせて着用するのが安全ですね。

これまでは、電動キックボードで公道を走るには免許が必要でした。



免許を取得するには、学科試験・実技試験に合格するため知識と経験が必要になりますが、7月から電動キックボードは、免許不要…



(※警察庁が改正政令案を発表し、パブリックコメントを開始。) 車の運転手や歩行者から見ると、ちょっと怖い気もしますよね。

当センター職員も「電動キックボード」の研修を受ける機会がありました。

当センター自転車コースでしたので安全な場所での体験でした。「とても軽快で楽しい乗り物だなあ」という印象でしたが、「これで車通りの多い車道を走るのは怖いな」とも思いました。

便利な乗り物ですが、自分も周りにも安全に乗るためには、考えることもあります。

- ・バイクや車とは違うこと
- ・タイヤが小さいので、段差など不向きな道がある
- ・練習は不可欠!
- ・交通ルールは絶対!



メーカーの方は、通勤に使う時、車やバイクで使う道路と同じではなく、車通りが少ない住宅地や農道などを選んで走るそうです。電動で音も静かなので自然を感じながら快適だそうです。

乗り方を考えればとても楽しい乗り物だと思いますが、危ない、怖いとの声が多くあるのも事実です。安全に楽しく乗るためには、知識と経験と交通ルールの遵守!

法改正を機に乗用する方が増えるようになるのではないのでしょうか。

楽しい乗り物だからこそ、自分にも人にも安全に乗りたいですね。